

■芝国際中学校・高等学校 「いじめ防止基本方針」

2023年4月1日

[基本理念]

芝国際中学校・高等学校では、「人の中なる人となれ」という教育理念のもと、日々の教育活動を実践する中で全教職員が「いじめは許さない」という認識を共有し、その防止や啓発および対応に取り組んでいく。

「いじめ防止対策推進法」の施行にともない、以下のように基本方針を定め取り組むこととする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。上記の教育理念にのっとり、在籍する生徒の保護者及びその他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本基本方針（以下「芝国際の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

第1条 いじめ防止基本方針の策定等

1. いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1)いじめの防止
- (2)いじめの早期発見
- (3)いじめへの対処
- (4)芝国際中学校・高等学校「いじめ防止基本方針」の見直し

2. いじめ防止対策委員会の設置

(趣旨)

芝国際中学校・高等学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(構成)

校長、副校長、教頭、生徒支援部長および各部長、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

(設置期間)

いじめ防止対策委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

いじめ防止対策委員会は、学校が組織的にいじめ防止に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- (2) いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- (4) その他いじめの防止等に関すること。

第2条 いじめの防止（未然防止）

1. いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、いじめ防止等への理解を深めるために（インターネットを通じて行われるいじめを含む）啓発活動を行う。

2. 体験活動や学級活動等の充実

体験活動や日頃の学級活動等を通して学校生活の充実を図り、いじめ防止につながる道徳心を育む。

3. 教職員の理解を深める措置

校内研修等により教職員の理解を深め、すべての教職員がいじめ防止に対して共通理解のもと取り組む。

4. 生徒の自主的活動

生徒自らが豊かな人間関係を形成するために、生徒会などが中心となりいじめのない環境づくりに努める。

第3条 いじめの早期発見

1. 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、カウンセリングルームや保健室の利用等、相談体制を整備する。

2. 定期的な調査その他必要な措置

いじめの早期発見のために、生徒に対して生活アンケートや個別面談等、出席状況の検証、その他必要な措置を講じる。

3. 生徒との信頼関係を構築する措置

日頃より生徒の様子に目を配り、関係を深め、生徒の学校生活の様子の把握に努める。

4. いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、対策委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

5. いじめ防止対策委員会の対応

いじめの疑いに係る情報があった場合、対策委員会は、すみやかにいじめの情報の共有、関係す

る生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針などの決定、保護者との連携など組織的に対応する。

第4条 いじめへの対処

1. 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査、関係する教職員や生徒に対する面談等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学校の設置者への報告

校長は調査結果について、学校設置者の理事長に報告する。

2. いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒への対応

①いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。

②必要に応じて、いじめを受けた生徒に対して、教室以外の場所において学習を行う等、安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

③生徒、保護者に対して不安を取り除くために、生徒に寄り添い支援することを伝える。状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行う等生徒の安全を確保する。

④生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(2) いじめを行った生徒への対応

①いじめをやめさせ、またその再発防止のため、いじめを行った生徒に対する支援又は保護者に対する助言、支援を行う。

②いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景に目を向け対応する。

③必要に応じて、いじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において支援や学習を行わせる等、必要な措置を講じる。

④生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(3) 保護者に対する情報の提供等

いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱うべきであるものと認めるときは、警視庁三田警察署と連携して対処するものとする。

3. 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

(趣旨)

法に規定されるような重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、学校に設置する。

（構成）

校長、副校長、教頭、生徒支援部長および各部長、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

（設置期間）

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

（所掌事項）

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするため、調査を行う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、背景事情や人間関係、教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確に調査する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し出があったときには、適切かつ真摯に対応する。

(4) 学校設置者の理事長及び東京都私学部への報告

校長は、重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校設置者の理事長及び東京都生活文化局私学部（以下「私学部」という）に、その旨を報告するとともに重大事態への対処について、必要に応じて、学校設置者及び私学部と連携、協力して対応を行う。